

9-2  
2-40

IX-75  
IX  
75

教育委員会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第五十四条の規定に基き、この政令を制定する。

教育委員会法施行令（昭和二十三年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 学校の保健に関する保健所の協力等の基準

（趣旨）

第七条 教育委員会法第五十四条の二の規定により、教育委員会が地方公共団体の長に対し保健所の協力を求め、また保健所が教育委員会に助言と援助を与える場合の基準に関しては、この章の定めるところによる。

（関係保健所）

第八条 教育委員会が、その所管する学校の保健に関し、前条の協力を求め、また、同条の助言と援助を受ける保健所は、当該学校の所在する地域を所轄する保健所とする。（以下この協力関係に立つ教育委員会又は学校及び保健所を、それぞれ相互に関係教育委員会又は関係学校及び関係保健所と称する。）

（協力を求める事項）

第九条 教育委員会は、左に掲げる事項について、関係保健所を設置する地方公共団体の長に対し当該保健所の協力を求めるものとする。

一 学校給食のための調理にもつばら従事する職員のふん便検査その他の精密検査を行うこと。

二 学校身体検査の実施に関する技術的指導と援助を手えること。

三 児童又は生徒の保健に係る職員の特殊な訓練と指導を行うこと。

四 精密検診を要する事例がある場合に、児童、生徒又は職員の精密

286

検診を行い、必要に依じさらにその事後の措置をとること。

(助言を与える事項)

第十条 保健所は、関係学校の環境の衛生に関し、左に掲げる事項について、関係教育委員会又は関係学校に助言を与えるものとする。

- 一 給水及び給水施設の衛生に関すること。
- 二 下水及び汚物の処理並びにこれらの施設に関すること。
- 三 ねずみ族及びごん虫の駆除に関すること。
- 四 校舎、寄宿舎、運動場、プール及びこれらの附属施設の衛生に関すること。
- 五 食料品の選択及び配達、貯蔵、調理、供食その他その取り扱い上の衛生に関すること。

六 食料品の調理施設の衛生に関すること。

2 保健所は、前項の助言を与えるために必要があるときは、当該職員をして関係学校を視察させるものとする。

(援助を与える事項)

第十一条 保健所は、左に掲げる事項について、関係教育委員会に援助を与えるものとする。

一 学校給食に関し、参考資料を提供し、及び技術上の援助を与えること。

二 学校の保健に関し、情報を与え、及び視覚聴覚教育の資料を提供すること。

2 保健所は、保健に関する特殊な訓練又は指導を行う場合には、関係教育委員会に対し、その所管に属する学校の関係職員の参加を求めることができらる。

(企画及び実施の協議)

第十二条 教育委員会は、前三条に規定する事項に関し、その企画及び実施について、あらかじめ関係保健所を設置する地方公共団体の長と協議するものとする。

2 市町村●教育委員会は、前項の規定により都道府県知事と協議すべき場合には、都道府県の教育委員会にその協議を依頼することとする。

第四章を第三章とし、第十四条を第十三条とし、以下第二十条までを一条ずつ繰り上げ、第二十一条から第二十四条までを削り、第二十五条を第二十条とし、第二十六条を第二十一条とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

教育委員会法第五十四條の二の規定により、教育委員会が地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求め、また、保健所が教育委員会に助言と援助を與える場合の基準を定める必要があるからである。

教育委員会法施行令の一部改正の理由

文部省

第三章(第七條、第十條)教育委員会法施行令(第三改正)を  
第三章中第十條(改正)を削除し(附則(第三改正)を)

第三章第十一條を新に削除 第二十三條を附則

第四章第十一條 及び附則を併せて施行令に削除

① 第十三條 教育委員会第十一條、削除に伴、新に削除

第十四條 教育委員会特別法施行令に削除

第二十六條(改正) 教育委員会に教育委員会の設置を協定

柳道府知事、柳道府教育委員会、座敷は九月十日而

進(原)に、七月三十一日迄に改め、当初考慮を以て

予算措置問題があるから以下十九日前存ると

と第一頁に付、改正あり

第二十七條、別除 経過措置として存するに

○印は新に改められた條、但し整理の爲に規定あり



文部省

25.7.7 (日)